

# 公益財団法人愛知県サッカー協会 東尾張地区協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、公益財団法人愛知県サッカー協会東尾張地区協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は、理事長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会はサッカー競技に関する健全な普及、発展、競技精神の高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種大会、事業の企画及び運営
- (2) 競技技術の調査、研究及び審判員の育成並びに派遣
- (3) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 役員

(役員の設定)

第5条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 会計 1名

(7) 監査 2名

2 前項に規定する役員のほか、顧問を置くことができる。

(役員の選任)

第6条 役員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 顧問、会長、副会長は、理事会で推挙し役員総会の承認を得る。
- (2) 理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選出する。
- (3) 会計は、理事長が任命する。
- (4) 監査は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- (5) 理事は、本部委員会（総務、財務、競技、技術、審判、規律、広報）、種別委員会、（1種社会人、2種、3種、4種、シニア、女子、）の中から理事長が推挙し理事会の決議で決定する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。任期途中で選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の年齢)

第8条 役員の年齢は、就任時に69歳未満であることとする。

(役員の職務)

第9条 役員は以下の職務を行う。

- (1) 会長は、本協会を代表し業務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合は業務を代理する。
- (3) 理事長は、理事会の決議に基づき業務を執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある場合は業務を代理する。
- (5) 理事は、その責に任じ本協会の業務を執行する。
- (6) 監査は、理事の職務の執行と会計業務を監査し、監査報告を行う。

## 第4章 会計

(経費)

第10条 本協会の経費は、登録費、寄付金その他の収入を以ってこれに充てる。

(事業年度)

第11条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第5章 役員総会、理事会、委員会

(招集)

第12条 本協会は、役員総会、理事会、本部委員会、種別委員会を開催する。役員総会、理事会は会長が招集し、本部委員会、種別委員会は委員長が招集する。役員総会は毎年1回以上開催する。

(役員総会)

第13条 役員総会の内容は次のとおりとする。

- (1) 本会にて顧問、会長、副会長のほか、本部委員会、種別委員会の役員（理事）の承認をする。
- (2) 本会にて前年度の事業報告、決算報告を行う。
- (3) 本会にて当該年度の事業計画、予算報告を行う。
- (4) 本会にてその他必要と認められる事項がある場合は、該当委員会にて審議、決定する。

(理事会)

第14条 理事会は、本規約に定めるもののほか次の事項を審議、決定する。これらの議事は出席者の過半数の決議を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- (1) 役員を選任
- (2) 事業報告及び収支決算報告
- (3) 事業計画、予算報告
- (4) 本協会の規約の改廃及び規約の施行に関する内規の決定
- (5) その他重要な事項

(委員会)

第15条 本部委員会は、委員長と担当委員で構成し、随時開催する。

第16条 種別委員会は、各委員長と担当委員で構成し、随時開催する。

## 第6章 規約の改廃

(規約の改廃)

第17条 この規約は、役員総会の出席者の3分の2以上の同意を得て、改廃することができる。

### 附 則

この規約は、2022年4月1日から施行する。

(1998年4月1日規約成立、2019年4月1日規約改定)